

令和3年度 第2回三重県地域医療対策協議会 事項書

日時 令和3年10月1日（金）
17時00分～
オンライン開催

1 会長の選出について

2 議題

- (1) 地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について（資料1）
- (2) 公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について（資料2）
- (3) その他

資料1 地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について
資料2 公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について

参考資料1 令和4年度の地域枠等の定義について（事務連絡）
参考資料2 三重県医師修学資金制度（地域枠コース）の概要（令和3年度貸与者用）
参考資料3 令和3年度 第1回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会の結果概要
参考資料4 医療従事者の需給に関する検討会 第39回医師需給分科会資料

三重県地域医療対策協議会委員

No	役職	委員名	出身団体等名称・役職	法令において掲げる者	地域	備考
1	委員	伊藤 正明	三重大学 学長	大学その他の 医療従事者の 養成に係る機関	-	
2	委員	竹田 寛	三重県病院協会 理事長	地域の医療関係団体	-	
3	委員	伊佐地 秀司	三重大学医学部附属病院 院長	特定機能病院	-	
4	委員	新保 秀人	三重県立総合医療センター 院長	地域医療支援病院	三泗	
5	委員	勝峰 康夫	三重県立志摩病院 院長		伊勢	
6	委員	森 拓也	鈴鹿中央総合病院 院長	公的医療機関	鈴鹿	
7	委員	藤井英太郎	名張市立病院 院長		伊賀	
8	委員	三田 孝行	松阪中央総合病院 院長		松阪	
9	委員	小藪 助成	尾鷲総合病院 院長		尾鷲	
10	委員	加藤 弘幸	紀南病院 院長		尾鷲	
11	委員	相田 直隆	いなべ総合病院 院長	臨床研修病院	桑名	
12	委員	金城 昌明	市立四日市病院 院長		三泗	
13	委員	清水 敦哉	済生会松阪総合病院 院長		松阪	
14	委員	楠田 司	伊勢赤十字病院 院長		伊勢	
15	委員	武内 操	武内病院 院長	民間病院	津	
16	委員	二井 栄	三重県医師会 会長	診療に関する学識経験者の団体	-	
17	委員	湊藤 啓広	三重大学 医学部長	大学その他の 医療従事者の 養成に係る機関	-	
18	委員	伊佐地 秀司	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 理事長		-	(再掲)
19	委員	猪木 達	岡波総合病院 院長	社会医療法人	伊賀	
20	委員	田中 滋己	三重中央医療センター 院長	独立行政法人国立病院機構	津	
21	委員	住田 安弘	四日市羽津医療センター 院長	独立行政法人地域医療機能推進機構	三泗	
22	委員	谷 眞澄	三重県看護協会 会長	地域の医療関係団体	-	
23	委員	亀井 利克	三重県市長会	関係市町村	-	議長
24	委員	大畑 覚	三重県町村会		-	議長
25	委員	秋山 則子	三重みなみ子どもネットワーク 理事長	地域住民を代表する 団体	伊勢	
26	委員	山下 美恵	志摩地域医療を考える会 会長		伊勢	
27	委員	加太 竜一	三重県 医療保健部長	県	-	
28	オブザーバー	成田 正明	三重大学医学部入試委員長		-	
29	オブザーバー	大杉 和生	尾鷲総合病院 副病院長		-	

三重県地域医療対策協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23の規定に基づき、三重県における医師確保対策に関する事項について協議、調整を行う三重県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議、調整を行う。

- (1) キャリア形成プログラム（医師不足地域に派遣される医師の能力開発及び向上を図るための計画）に関すること
- (2) 医師の派遣に関すること
- (3) 医師不足地域に派遣された医師のキャリア形成支援及び負担軽減の措置に関すること
- (4) 医師法の規定によりその権限が属せられた事項に関すること
- (5) 医師確保のために大学と県が連携して行う取組に関すること
- (6) その他医療計画において定める医師の確保を図るために必要なこと

(組織)

第3条 協議会は、医療法の規定に基づき次に掲げる者の管理者その他の関係者をもって組織し、知事が任命する。

- (1) 医療機関
 - (2) 医療関係団体
 - (3) 大学その他医療従事者養成に係る機関
 - (4) 関係市町
 - (5) 住民を代表する団体等
 - (6) その他知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名をそれぞれ置く。

- 2 会長は委員のうちから互選し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時には、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的な事項の調査や実務的な調整等のため、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会を構成する委員は、会長が指名する。
- 3 部会には、部会長1名、副部会長1名を置く。
- 4 部会長は、部会の委員のうちから互選し、副部会長は部会長が指名する。
- 5 部会長は、部会の会務を総理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会に属する委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 8 部会長は、部会が決定した事項について、その内容を協議会に報告または提案するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、三重県医療保健部に協議会の事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成30年12月27日から施行する。

附 則 この要綱は令和2年12月14日から施行する。

Web会議システムを利用した会議への出席について

〔 令和 2 年 12 月 14 日
三重県地域医療対策協議会 〕

- 1 三重県地域医療対策協議会（以下、「協議会」という。）において、会長が必要と認めるときは、委員（議事に関係のある臨時の出席者を含む。以下同じ。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。
- 2 Web会議システムによる出席は、三重県地域医療対策協議会運営要綱（平成30年12月27日）第5条に規定する出席に含めるものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。
- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。
- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。
なお、会議が非公開で行われる場合は、会長が議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはならない。

資料 1

令和3年度第2回
三重県地域医療対策協議会
令和3年10月1日

地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について

国の方針

今後の地域枠の定義（案）

- 都道府県と大学が連携して、医師本人・地域のニーズに応えるための適切な運用のため、以下の地域枠の定義としてはどうか。
- 下記の条件に当てはまらない地元出身者枠や大学独自の選抜枠を設けることは可能であるが、都道府県と連携する地域枠を優先的に設定することが望ましい。
- 本定義の運用は令和4年度からとしてはどうか。

	地域枠
対象	地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。
選抜方法	別枠方式
協議の場	地域医療対策協議会で協議の上、設定する。
設定する上で協議する事項	地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。
同意取得方法	志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。
従事要件	①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する※1,2。 ②将来のキャリアアップに関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。
奨学金貸与	問わない。

対応が必要

※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリアアップに配慮すること。

※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

地域枠の定義との整合について

令和2年度第3回 三重県地域医療対策協議会
(R3.3.15) 資料1より抜粋・一部改変

課題

第35回医師需給分科会において示された地域枠の定義について、本県の状況と照らし合わせた結果、**現状では次の2点が定義と合致していない。**

- ① **地域枠の離脱要件が規定されていない（※）。**
- ② **志願時に、都道府県と本人と保護者等が従事要件・離脱要件に書面同意していない。**

対応方針

前回までの議論

① 離脱要件について

- ア 離脱要件については、地域枠制度を所掌する **三重大学と協議の上で、案をまとめ、次回の医師派遣検討部会、地域医療対策協議会へ提示したい。**
- イ 離脱要件の案は、第35回医師需給分科会での議論や、大学の対応方針、過去の離脱事例、医師修学資金貸与制度の規定等をもとに案をまとめたい。

② 従事要件・離脱要件の書面同意について

- ア 従事要件については、キャリア形成プログラムに基づき説明したい
- イ 離脱要件については①により策定したものを説明したい
- ウ 志願時の本人と保護者からの書面同意の取得方法は、三重大学と協議し、次回の医師派遣検討部会、地域医療対策協議会へ提示したい。

地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について

対応案

1 同意書の取得方法について

- ・ 県が地域枠の従事要件・離脱要件について「取扱要項」を制定し、これに基づいて同意書を取得する。
- ・ 同意書は、志願時に入学志願書とあわせて三重大学へ提出する。

2 取扱要項（案）の従事要件・離脱要件のポイント

◎ 従事要件

- ・ 現行どおりとする（キャリア形成プログラムに基づく地域枠の従事要件）

◎ 離脱要件

- ・ 原則として従事要件からの離脱は認められず、やむを得ない場合のみに限定する（事由を限定）。
- ・ 県および大学の同意が無いまま離脱した場合は「不同意離脱者」※として扱い従事要件の履行を求める。

※ 不同意離脱者となった場合、日本専門医機構は専門医として認定しないことを公表している

3 取扱要項（案）の協議状況

令和3年6月	地域医療支援センター（三重大学）と骨子を協議
〃	三重大学医学・看護学教育センターと取扱要項（案）を協議
〃	三重大学医学部医学科入試委員会において取扱要項（案）を協議
令和3年7月	地域医療支援センター（三重大学）と取扱要項（案）を協議
〃	三重大学医学部教授会において取扱要項（案）を協議
令和3年8月	三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会において協議

地域枠における卒後の従事要件等の取扱いに関する要項

令和3年8月25日
三重県医療保健部

1 趣旨

地域枠における卒後の従事要件等について、「令和4年度の地域枠等の定義について（事務連絡）」（令和3年4月28日付け厚生労働省医政局医事課長通知）が各都道府県衛生主管部（局）あてに通知されたことに伴い、その取扱いについて次のとおり定める。

2 対象者

この要項において「地域枠」とは、三重大学医学部医学科の地域枠A、地域枠B、三重県地域医療枠をいう。

3 卒後の従事要件

- （1）地域枠は入学初年度から三重県医師修学資金に応募し、貸与を受けるものとする。
- （2）地域枠における卒後の従事要件は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例（平成16年三重県条例第1号。以下「条例」という。）第2条に定める返還免除のための従事要件とする。（表1）
- （3）地域枠は、次項により離脱が承認される場合を除き、卒後の従事要件を履行するものとする。

表1 地域枠における卒後の従事要件の概要（条例第2条）

卒後の従事要件（9年間）	
2年間	7年間
臨床研修	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムのコースのうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」に基づき県内の医療機関で勤務
県内の基幹型臨床研修病院で研修 ^{※1}	【医師少数区域等 ^{※2} の勤務期間】 ①地域枠A 1年以上 ②地域枠B 2年以上 ^{※3} ③地域医療枠 1年以上
※1 地域枠Bは三重大学医学部附属病院または推薦病院を選択する。	※2 医師少数区域および医師少数スポットを指す。 ※3 原則、推薦地域で行う。

詳細は、条例および三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムを参照。

4 離脱に関する要件

地域枠の卒後の従事要件からの離脱が認められる事由については、次のとおりとする。

- （1）条例第3条に定める理由による場合
- （2）退学する場合
- （3）医師国家試験不合格により医師免許の取得をあきらめる場合
- （4）医師免許の取消し又は医師免許を返納する場合

5 同意書の提出

地域枠による入学を志願する場合、志願者および保護者等は「同意書」（様式1）を、別途指定する期限までに県に提出しなければならない。

6 離脱にかかる手続き

地域枠の卒後の従事要件から離脱を希望する場合の手続きは次のとおりとする。

(1) 本人（本人により難しい場合は保護者等）が、県および三重大学と協議を行うこと。

※ 原則として事前協議とする。

(2) 離脱事由が確認できる書類（別途指定する）を提出すること。

(3) 協議において、県および三重大学から離脱にかかる必要な手続きについて指示があった場合は、これに沿って対応すること。

(4) 県は、離脱の認否について、(1) から (3) の状況をふまえ、三重大学（必要に応じて関係機関）と協議のうえ決定する。

(5) 県が離脱を承認した以後に第4項に定める離脱要件を満たさなくなると判断される場合は、県は離脱の承認を取り消すことができる。

7 離脱にかかる三重県医師修学資金の取扱い

地域枠の卒後の従事要件から離脱した場合の三重県医師修学資金の返還または返還免除の取扱いについては、条例に基づき判断される。

※ 離脱事由と三重県医師修学資金との関係は「別紙」を参照のこと。

8 不同意離脱の取扱い

(1) 県および三重大学が、離脱を認めないまま従事要件から離脱した場合（見込みを含む）は、不同意離脱として扱い、卒後の従事要件の履行を求める。

また、臨床研修、専門研修等において、国や関係団体から地域枠の従事要件や不同意離脱等に関して照会等があった場合は、県は必要な調査、報告を行うものとする。

(2) 不同意離脱となった者が、県および三重大学の求めに従い、従事要件の全部または一部を履行した場合、県は三重大学と協議のうえ不同意離脱を解除することができる。

(3) 不同意離脱として扱う期間は、第3項に定める卒後の従事要件に相当する期間とする。

9 個人情報の取扱い

本要項の実施により取得した個人情報は、目的以外には利用しない。

附 則

1 この要項は、令和3年8月25日から施行する。

2 条例改正（平成29年12月26日）以前に入学した地域枠の卒後の従事要件については、なお従前の例による。ただし、医療法および地域枠制度の趣旨に基づいて、医師少数区域、医師少数スポットにおける地域貢献を求めるものとする。

		医師修学資金	
		返還免除となる事由	返還となる事由
地域枠 制度	義務履行	<p>【条例第2条】 県内臨床研修およびキャリア形成プログラムに基づいて県内勤務を合算して9年間行う場合（全額免除とする）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内臨床研修：2年間 ・ 臨床研修後：7年間（キャリア形成プログラムのコースに基づく）※ <p>※「三重大学医学部附属病院専門研修コース」を選択する。 7年間のうち医師少数区域および医師少数スポットでの勤務期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域枠A：1年以上 ・ 地域枠B：2年以上（原則推薦地域で勤務） ・ 三重県地域医療枠：1年以上 <p>詳細は三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムを参照のこと。</p>	
	同意離脱 (離脱が認められるもの)	<p>【条例第3条】 ①死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由のため医師業務に従事できない場合 (全額又は一部の返還免除を行うことができる)</p>	<p>②退学する場合</p> <p>③国家試験不合格により医師免許の取得をあきらめる場合</p> <p>④医師免許の取消し又は医師免許を返納する場合</p>
	義務不履行		<p>【卒後】</p> <p>⑤県外の医療機関等で勤務する場合、または県内であっても指定する医療機関等以外で勤務する場合</p> <p>⑥医師少数区域および医師少数スポットで一定期間※の勤務を行わない場合 ※従事要件に定める期間</p> <p>⑦勤務年数や年間勤務日数が不足する場合（9年間/年200日）</p> <p>⑧臨床医として従事しない場合</p> <p>【学生時】</p> <p>⑨修学資金の貸与を辞退する場合</p> <p>⑩性行不良等により県が貸与を取消す場合 など</p>

※ 勤務の中断が認められる場合を除く。

※ 地域枠卒業生は、県外の臨床研修・専門研修を受けることができません。

様式1

同意書

三重県知事 様

1. 私は、三重大学医学部医学科「地域枠A」、「地域枠B」または「三重県地域医療枠」に合格し、入学した場合は、入学初年度から三重県医師修学資金に応募し、貸与を受けるとともに、卒業後は、三重県医師修学資金返還免除に関する条例第二条に定める返還免除のための従事要件に基づいて勤務することに同意します。
2. 私は、前項に掲げた従事要件からの離脱およびその手続き等については、「地域枠における卒後の従事要件等の取扱いに関する要項」に基づき取扱うことに同意します。

(以下、自筆で記入してください。)

令和 年 月 日

志願者 氏名： _____
生年月日： 昭和・平成 年 月 日生

保護者等 氏名： _____
志願者との続柄： _____
生年月日： 昭和・平成 年 月 日生

《個人情報提供に関する同意書》

この同意書に記載した情報について、三重大学医学部に提供することに同意します。

志願者 氏名： _____

保護者等 氏名： _____

添付書類

志願者および保護者等の本人確認書類の写し

同意書に添付する本人確認書類の写しについて

志願者および保護者等の本人確認書類の写しは、下記の書類を添付して下さい。

記

1 本人確認書類

本人確認書類	提出にあたっての注意事項
・マイナンバーカード	・おもて面（顔写真のある側）の写しを添付ください
・運転免許証	・おもて面（顔写真のある側）の写しを添付して下さい ・裏面に住所が記載されている場合は、裏面の写しも添付してください
・住民票	・マイナンバーの記載が無いもの ・発行日から6カ月以内のものについて、写しを添付してください
・健康保険証 等	

上記以外については、お問い合わせください。

2 添付方法

- ・志願者および保護者等について、それぞれ写しを添付して下さい。
- ・A4用紙（両面可）に印刷してください。また、両者の分を1枚に集約しても構いません
- ・写しは、白黒、カラーの種別は問いません。

その他、不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

三重県医療保健部 医療介護人材課医師確保班
〒514-8570 津市広明町1-3番地
TEL : 059-224-2326
FAX : 059-224-2340
メール : shugaku01@pref.mie.lg.jp
(医師修学資金専用メールアドレス)

参考資料

三重県医師修学資金返還免除に関する条例（抜粋）

平成16年三重県条例第1号

最終改正：平成29年12月26日

（趣旨）

第一条 この条例は、県内の医師の不足する地域の医療機関等における医師の確保及び質の向上に資するため、県が貸与した修学資金の返還の免除について必要な事項を定めるものとする。

（返還の当然免除）

第二条 知事は、別に定める医師の修学資金の貸与に関する規則（以下「規則」という。）に基づき大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学をいう。）における修学のための資金の貸与を受けた者（以下「資金の貸与を受けた者」という。）が**医師の免許取得後直ちに医師法（昭和三十二年法律第二百一十号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修（以下「臨床研修」という。）を県内の臨床研修を行う病院で修了し、引き続きキャリア形成プログラム（臨床研修を修了した医師が専門的な知識及び技術を修得するために、県が設置する三重県地域医療支援センターにおいて作成されるもので、知事が承認したものをいう。）に基づき勤務する医療機関における業務（以下「医師業務」という。）に従事した場合であって、当該臨床研修及び医師業務に従事した期間を合算した期間が九年に達したときは、当該資金の返還及び利息の支払の全部を免除するものとする。**

- 2 資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間は医師業務従事の継続性を中断しないものとする。ただし、当該期間は、医師業務に従事した期間には算入しないものとする。
 - 一 疾病、災害その他やむを得ない理由のため医師業務に従事できないとき。
 - 二 医学に関する専門知識の修得を目的とする修学のため医師業務に従事できないとき。ただし、当該期間は、二年間（規則で定める場合は、その定める期間）を限度とする。
- 3 第一項の規定は、資金の貸与を受けた者が医師業務に起因する死亡又は心身の故障のため当該医師業務を継続することができなくなった場合について準用する。

（返還の裁量免除）

第三条 前条に規定する場合を除くほか、知事は、資金の貸与を受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により医師業務に従事することができなくなったときは、当該資金の返還及び利息（延滞利息を含む。）の支払の全部又は一部を免除することができる。

（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

資料 2

令和3年度第2回
三重県地域医療対策協議会
令和3年10月1日

公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について

保健所等に勤務する公衆衛生医師の確保について①

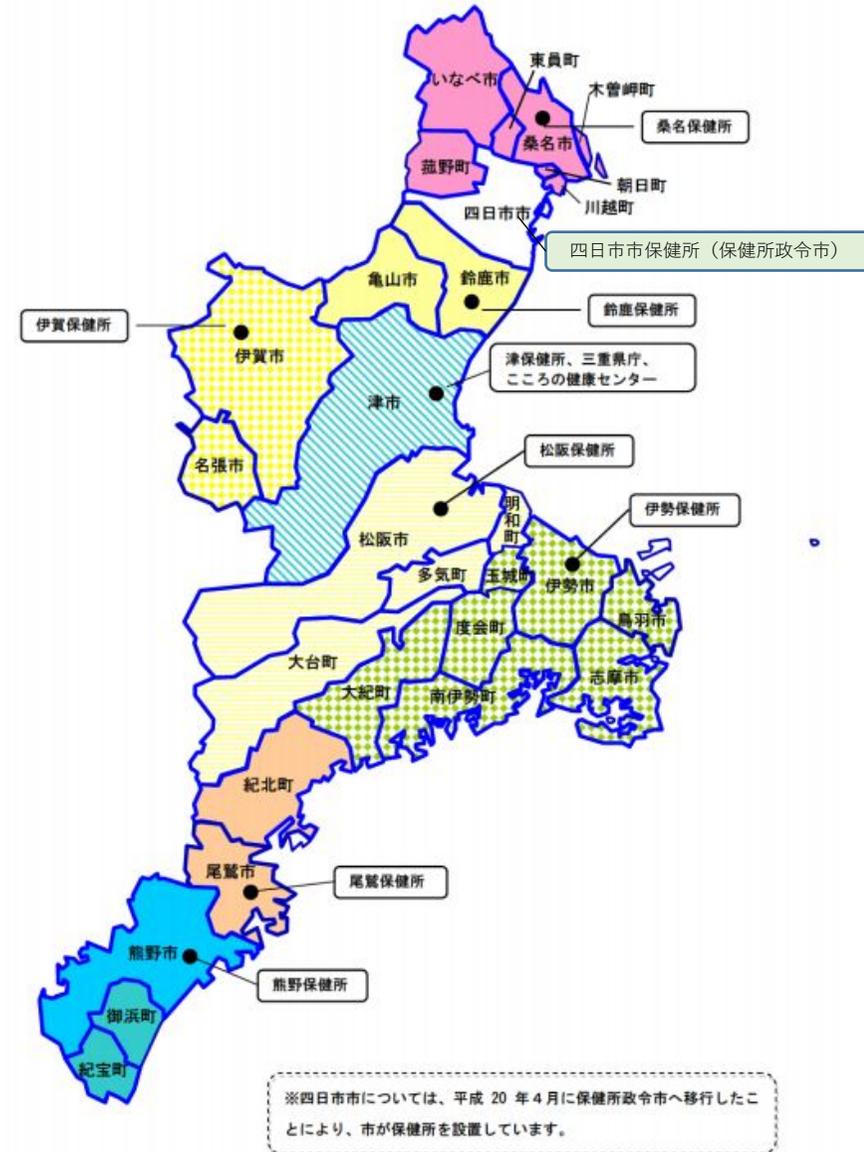
県内の状況

- ◎保健所は、地域住民の健康を支える中核となる施設であり、疾病の予防、衛生の向上など、地域住民の健康の保持増進に関する業務を行っている。
- ◎地域保健法に基づいて、本県は県内に8保健所を設置しているほか、保健所政令市として四日市市が保健所を設置している。

課題

- ①令和元年度より新型コロナウイルス感染症患者が発生し、感染拡大が続く中、公衆衛生を担う保健所の役割が重要となっている。
- ②保健所の所長は、地域保健法施行令第4条に基づき原則として医師であることが必要であるが、公衆衛生医師が少なく欠員の状態が続いている。
 - ※ 松阪保健所、熊野保健所は欠員のため他管内の保健所長が兼務
 - ※ 鈴鹿保健所は医師以外の職員が所長として就任（施行令第4条第2項の特例）
- ③今後の新型コロナウイルス感染症の対応や、新たな感染症への対応を含め、公衆衛生医師の確保は本県にとって喫緊の課題である。
- ④本県の医師の確保対策として医師師修学資金貸与制度があるが、資金の返還免除条件が医療機関での臨床に限定しているため、貸与者が公衆衛生医師として保健所に勤務した場合、返還免除の対象とはならない。

三重県の保健所所管区域の状況



保健所等に勤務する公衆衛生医師の確保について②

国の指針

修学資金が貸与された地域枠等の医師が行政機関（保健所含む）で勤務を行うことについて、これを義務の履行期間に含めるか否かについては、各都道府県の判断に任されている。

他県の状況

令和3年7月に栃木県が行ったアンケート調査では、地域枠医師の行政機関における勤務を認めている都道府県は20県ある。

【栃木県アンケート調査結果】

◎認めている 20県

（北海道、岩手県、山形県、福島県、茨木県、東京都、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、兵庫県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県）

※ 下線の3県は、全部又は一部を義務期間としてカウントしない扱い

◎認めていない 16県

（青森県、宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、滋賀県、京都府、和歌山県、山口県、福岡県、大分県）

◎検討中 5県

（栃木県、静岡県、**三重県**、奈良県、岡山県）

◎未回答 6県

（群馬県、大阪府、鳥取県、広島県、佐賀県、沖縄県）

厚生労働省「キャリア形成プログラム運用指針」（R3.7.5最終改正）抜粋

2 キャリア形成プログラムの内容
（5）対象期間の一次中断等

イ 海外留学、基礎研究、臨床研究、行政等の個々の就業形態について、キャリア形成プログラムの対象期間にどの程度の期間含めることを認めるか、一時中断として取り扱うか否かについて、都道府県ごとに実情に応じた整理を行い、事前に公表するものとする。

三重県医師修学資金

返還免除施設となる県内医療機関（概要）

① 救急病院等

ア 救急告示病院

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

② へき地医療機関等

ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

イ 県内の公立の医療機関のうち過疎地域の市町又は過疎地域とみなされる区域に存するもの

③ ①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

キャリア形成プログラムにおける研修施設

保健所等に勤務する公衆衛生医師の確保について③

1 対応方針

保健所等における公衆衛生医師の確保を図るため、医師修学資金貸与制度の返還免除施設に「公衆衛生行政を所管する機関」を追加したい。

2 追加内容

返還免除施設に次の機関を加える。

- ①三重県： 県の8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）および三重県医療保健部等
- ②四日市市： 四日市市保健所

3 医師少数区域・医師少数スポットの勤務の扱いについて

- ◎ 地域枠等の医師修学資金貸与者の返還免除条件には、医師少数区域および医師少数スポット（以下、「医師不足地域」という）で一定期間の勤務を行う義務がある。

入学区分	医師不足地域の勤務	備考
地域枠A	1年以上	
地域枠B	2年以上	原則、推薦地域で行う
地域医療枠	1年以上	
一般枠	1年以上	内科医又は外科医で勤務（R2～）

協議中

- ◎ 医師不足地域の勤務の取扱いについては、医療施設の扱いと同様に施設所在地で判断する。
⇒**県の3保健所が医師不足地域に該当（伊賀、尾鷲、熊野）**

- ◎ 地域枠B医師で推薦地域の義務（2年）が未履行の場合、推薦地域の管内で勤務が行えるよう配慮する。
（例：熊野市推薦の地域枠B医師の場合、熊野保健所²⁴で勤務が行えるよう配慮する）

保健所等に勤務する公衆衛生医師の確保について④

第1回医師派遣検討部会における協議結果の概要

医師修学資金の返還免除施設に県内の保健所及び三重県医療保健部等を追加することについては概ね了承が得られたが、医師少数区域等の従事要件については引き続き検討するため委員から意見を聴いた。

いただいた意見は次のとおり。

医師少数区域・医師少数スポットの勤務の扱いについての意見

- 地域枠Bの取扱いについては、推薦病院の意見が重要ではないか
- 松阪地区出身の地域枠Bは、松阪保健所での勤務をもって医師不足地域の貢献とすることについては調整が必要ではないか
- 公衆衛生と臨床との間で義務の取扱いに不公平感がないよう配慮すべき
- 社会医学系専門研修をふまえたキャリア形成への配慮が必要
- 自治医の義務との整合性について検討してはどうか

別紙1

知事が認める医療機関一覧(案)

*印は、医師少数区域および医師少数スポット内の医療機関

令和3年 月改訂

(1)救急病院等

◆ 救急告示病院(53)

1	桑名市総合医療センター	桑名市寿町3丁目11番地
2	青木記念病院	桑名市中央町5丁目7
3	ヨナハ総合病院	桑名市和泉8丁目264-3
4	もりえい病院	桑名市内堀28番地1
*	三重県厚生連 三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
6	医療法人 桑名病院	桑名市京橋町30
*	7 日下病院	いなべ市北勢町阿下喜680
8	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
9	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2番37号
10	四日市羽津医療センター	四日市市羽津山町10-8
*	11 三重県厚生連 三重北医療センター菰野厚生病院	三重郡菰野町大字福村75番地
12	小山田記念温泉病院	四日市市山田町5538番地の1
13	医療法人 富田浜病院	四日市市富田浜町26-14
14	医療法人社団 山中胃腸科病院	四日市市小古曾3丁目5番33号
15	主体会病院	四日市市城北町8-1
16	四日市消化器病センター	四日市市下海老高松185番3
17	医療法人尚豊会 みたき総合病院	四日市市生桑町菰池458-1
18	三重県厚生連 鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町山之花1275-53
19	鈴鹿回生病院	鈴鹿市国府町字保子里112番地の1
*	20 亀山市立医療センター	亀山市亀田町466-1
21	高木病院	鈴鹿市高岡町550番地
22	医療法人誠仁会 塩川病院	鈴鹿市平田1-3-7
23	村瀬病院	鈴鹿市神戸3-12-10
24	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2-174
25	武内病院	津市北丸之内82番地
26	医療法人 永井病院	津市西丸之内29-29
27	遠山病院	津市南新町17-22
28	医療法人 吉田クリニック	津市栗真中山町下沢79-5
29	岩崎病院	津市一身田町333番地
30	大門病院	津市大門1番3号
31	津生協病院	津市船頭町1721
32	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
33	榊原温泉病院	津市榊原町1033-4
34	若葉病院	津市南中央28番13号
*	35 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
*	36 伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
*	37 社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町1734
*	38 名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178番地
39	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
40	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102
41	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
*	42 三重県厚生連 大台厚生病院	多気郡大台町上三瀬663-2
43	医療法人三重ハートセンター	多気郡明和町大字大淀2227番地1
44	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
45	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038
*	46 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
47	医療法人全心会 伊勢慶友病院	伊勢市常磐2丁目7-28
*	48 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	49 国民健康保険志摩市民病院	志摩市大王町波切1941-1
50	伊勢田中病院	伊勢市大世古4丁目6番47号
*	51 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
*	52 長島回生病院	北牟婁郡紀北町東長島2番地
*	53 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750

(2)小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

◆ 小児救急医療拠点病院(1)

1	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
---	-------------------	------------

◆ 精神科救急医療施設(14)

*	1 北勢病院	いなべ市北勢町麻生田1525
2	医療法人社団橘会 多度あやめ病院	桑名市多度町柚井1702
*	3 大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太2000
4	総合心療センターひなが	四日市市大字日永5039番地
5	水沢病院	四日市市水沢町638番地の3
6	三重県厚生連 鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町589-2
7	鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷518番地
8	三重県立こころの医療センター	津市城山1丁目12-1
9	独立行政法人国立病院機構榊原病院	津市榊原町777
10	医療法人 久居病院	津市戸木町5043
*	11 一般財団法人 信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町2888
12	南勢病院	松阪市山室町2275
13	松阪厚生病院	松阪市久保町1927-2
*	14 医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町868

(3)へき地医療拠点病院及びへき地診療所等

◆ へき地医療拠点病院(10)

1	三重県立総合医療センター	四日市市日永5450番地132
*	2 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
*	3 紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750
*	4 尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5番25号
5	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471番2
6	独立行政法人国立病院機構 三重病院	津市大里窪田町357
7	恩賜財団済生会 松阪総合病院	松阪市朝日町一区15番地の6
8	松阪市民病院	松阪市殿町1550番地
*	9 三重県立一志病院	津市白山町南家城616
10	三重県厚生連 松阪中央総合病院	松阪市川井町字小望102

◆ へき地診療所(28)

*	1 津市家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929
*	2 洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1
*	3 阿波診療所	伊賀市猿野1339番地の1
*	4 森診療所	松阪市飯高町森1410
*	5 波瀬診療所	松阪市飯高町波瀬148
*	6 報徳診療所	多気郡大台町江馬127
*	7 大杉谷診療所	多気郡大台町久豆266-1
*	8 長岡診療所	鳥羽市相差町1028-1
*	9 鏡浦診療所	鳥羽市浦村町1373
*	10 鏡浦診療所石鏡分室	鳥羽市石鏡町341-6
*	11 鏡浦診療所今浦分室	鳥羽市浦村町244-4
*	12 神島診療所	鳥羽市神島町85-2
*	13 菅島診療所	鳥羽市菅島町46
*	14 桃取診療所	鳥羽市桃取町219
*	15 坂手診療所	鳥羽市坂手町178
*	16 宿田曾診療所	度会郡南伊勢町田曾浦3813
*	17 古和浦へき地診療所	度会郡南伊勢町古和浦93-1
*	18 阿曾浦診療所	度会郡南伊勢町阿曾浦73
*	19 南島メディカルセンター	度会郡南伊勢町樋柄浦1-1
*	20 九鬼脳神経クリニック	尾鷲市九鬼町1080-1
*	21 五郷診療所	熊野市五郷町寺谷1065-4
*	22 神川へき地診療所	熊野市神川町神上869
*	23 育生へき地出張診療所	熊野市育生町長井362-2
*	24 紀和診療所	熊野市紀和町板屋81
*	25 上川診療所	熊野市紀和町和気709
*	26 楊枝出張診療所	熊野市紀和町楊枝295
*	27 尾呂志診療所	南牟婁郡御浜町上野70-1
*	28 相野谷診療所	南牟婁郡紀宝町井内123-19

◆ 過疎地域等の公立医療機関(8)

*	1 坂手診療所	鳥羽市坂手町178
*	2 西山診療所	熊野市紀和町長尾1335
*	3 荒坂診療所	熊野市二木島町349
*	4 宮前診療所	松阪市飯高町宮前1104
*	5 竹原診療所	津市美杉町竹原2777
*	6 飯南眼科クリニック	松阪市飯南町粥見3910-1
*	7 町立南伊勢病院	度会郡南伊勢町船越2545
*	8 小船診療所	熊野市紀和町小船214-2

(4)公衆衛生行政を所管する機関(10)

1~5	三重県の5保健所 (桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢)	桑名市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市
*	6~8 三重県の3保健所 (伊賀、尾鷲、熊野)	伊賀市、尾鷲市、熊野市
9	四日市市保健所	四日市市諏訪町2番2号
10	三重県医療保健部 等	津市広明町13ほか

【医師少数区域・医師少数スポットに該当する市町・地域】

- ①医師少数区域
尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町
- ②医師少数スポット(地域枠B推薦地域)
津市(白山町※・美杉町に限る)、伊賀市、名張市、
松阪市(飯南町、飯高町に限る)、多気町、大台町、大紀町、
鳥羽市、志摩市、南伊勢町
※入学時は地域枠B推薦地域でない
- ③医師少数スポット(その他の地域)
いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

一覧中、「*」印の医療機関が医師少数区域・医師少数スポットの対象医療機関です。

◎勤務対象となる医療機関について
キャリア形成プログラム適用者(9年間コース)が勤務する県内医療機関は、本表に掲げる医療機関のほか、別冊『専門研修プログラム別ローテーションモデル』の医療機関も対象となります。

三重県 公衆衛生医師募集！！

県民のいのちや健康をまもる医師を募集しています！！

採用予定者数

若干名

応募資格

医師免許取得者（臨床研修終了以上）

※年齢制限はありません

待遇

◎勤務時間

週38時間45分

8時30分～17時15分（土・日・祝、年末年始は休み）

夏季休暇、家族看護休暇、介護休暇などの特別休暇あり

◎給与の支給例

保健所勤務医師（課長補佐級以下）

・医師免許取得後2年程度 年収 約950万円

保健所長（課長級）

・医師免許取得後11年程度 年収 約1,410万円



感染症対策



各種検査業務



健康教育



衛生監視



被災地支援

- ・ 三重県職員として、県内の保健所や県庁等で勤務をします。
- ・ 最短3年で社会医学系専門医試験受験資格を取得することもできます。
- ・ 65歳以上の方も任期付職員として採用可能です。

三重県 公衆衛生医師

検索

問い合わせ 三重県医療保健部医療保健総務課総務班

TEL 059-224-2323

E-Mail ihsoumu@pref.mie.lg.jp

公衆衛生担当医師派遣に係る検討について

新たな公衆衛生担当医師の採用方法案

1 三重大学病院及び関連病院所属の医師を公衆衛生担当医師として数年間三重県の保健所等に派遣(割愛退職等により、給与は三重県が支給。)する。

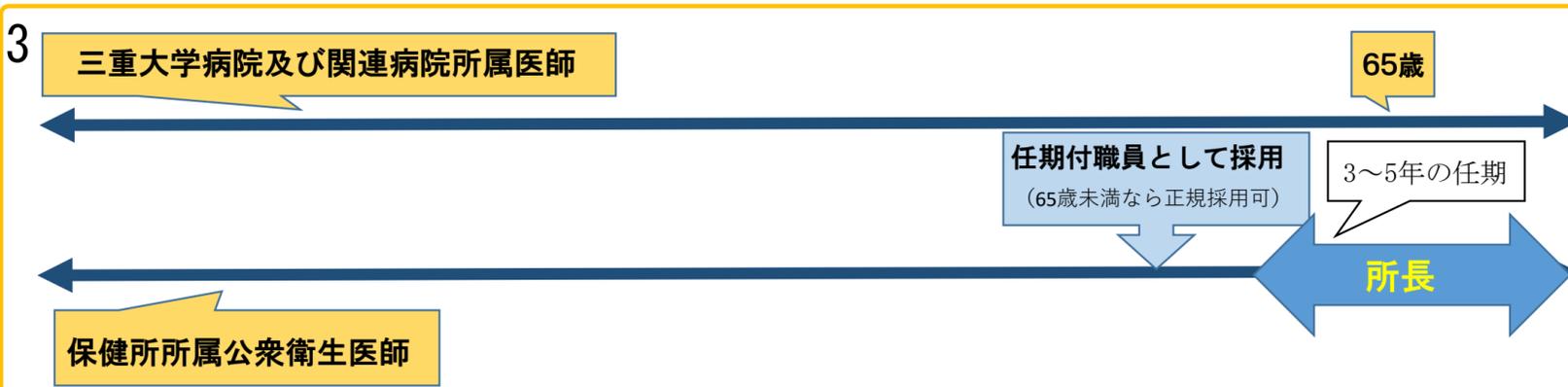
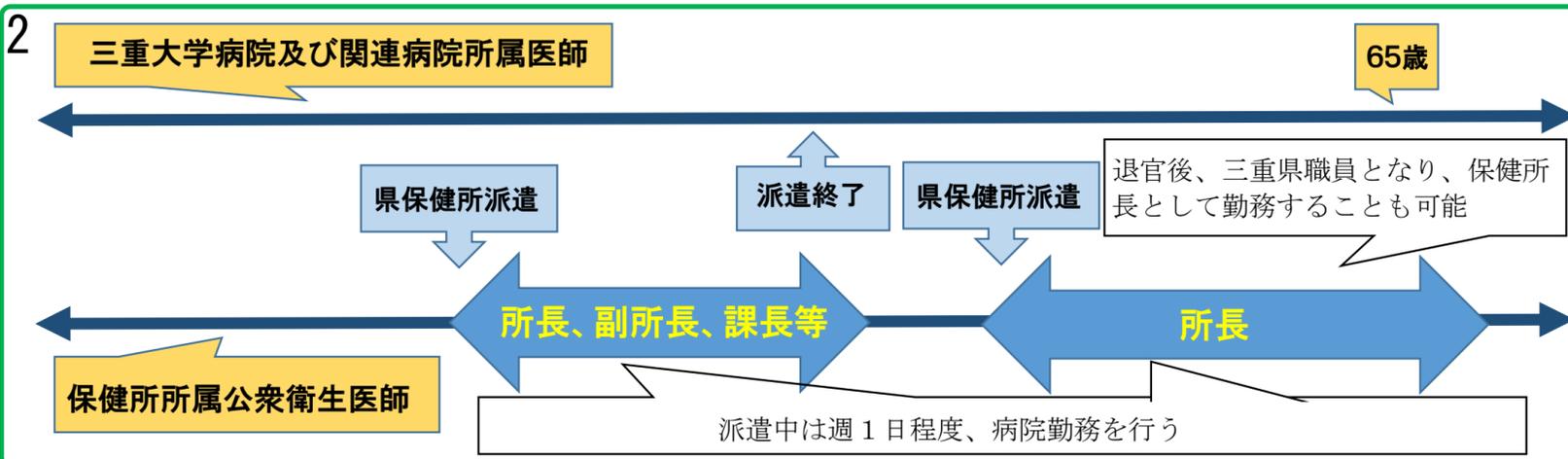
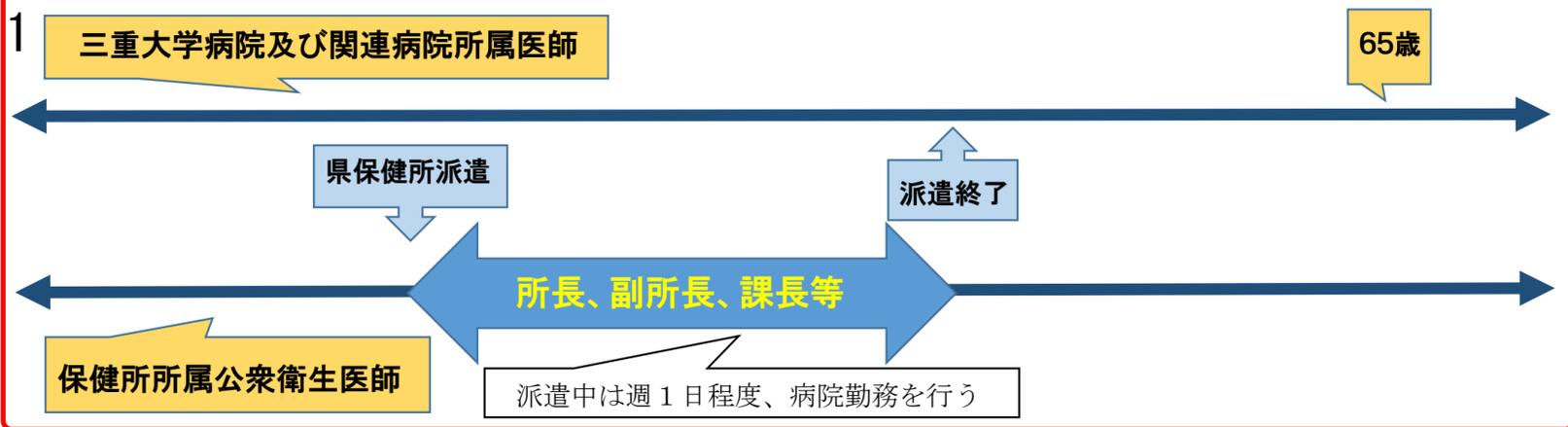
※役職としては、主幹、課長、副所長、所長のいずれかに年齢等を勘案して採用する。
 ※この場合、臨床経験の継続を目的に週1回程度、三重大学病院及び関連病院での診療継続を可能とする。

2 三重大学病院及び関連病院所属の医師を保健所長として、任期付で採用を行う。

※年齢制限はないことから65歳以上であっても対象とする。
 ※三重大学病院及び関連病院への復帰については、可否や手法等が不明のため要検討。

3 1と2を組み合わせたパターンにより、三重大学病院及び関連病院所属医師のセカンドキャリアとして保健所長として採用を行う。

想定できる派遣のパターン



本案のメリット

- 1 病院医師のキャリアを完全に縛ることなく、公衆衛生医師としての経験を積むことができる。
- 2 従来に比べ比較的若い医師に保健所に来てもらいやすくなる。
- 3 将来の三重大学等と三重県のパイプ役としての期待もできる。
- 4 三重大学病院及び関連病院所属医師のセカンドキャリアの選択肢になる可能性がある。

参 考 資 料

- 参考資料 1 令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）
- 参考資料 2 三重県医師修学資金制度（地域枠コース）の概要（令和 3 年度貸与者用）
- 参考資料 3 令和 3 年度 第 1 回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会の結果概要
- 参考資料 4 医療従事者の需給に関する検討会 第 39 回医師需給分科会資料

令和 3 年 4 月 2 8 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課長

令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）

令和 4 年度の地域枠等の定義について、令和 3 年 3 月 1 8 日付事務連絡「令和 4 年度の地域枠等の定義について（事務連絡）」により御連絡したところですが、今般別紙のとおり差し替えることとしましたので、当該事務連絡を廃止し、改めて御連絡します。

【変更点】

「1. 地域枠の定義」の※1について、「従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。」とする。

〈照会先〉

厚生労働省医政局医事課 高原、野口、末吉、加辺
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
Tel : 03-5253-1111 (内線 4126) Fax : 03-3591-9072

令和4年度の地域枠等の定義について

「医療従事者の需給に関する検討会 医師需給分科会」における議論を踏まえ、令和4年度の「地域枠」、「地元出身者枠」、「大学独自枠」の定義を以下のとおり整理することとする。なお、令和4年度の臨時定員（地域枠）の増員にあたっては、以下で示す「地域枠」の定義を満たしていることを確認することとする。

1. 地域枠の定義

(1) 対象

地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）もしくは全国より選抜する。

(2) 選抜方法

別枠方式

(3) 協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

(4) 設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、地域枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

(5) 同意取得方法

志願時に、都道府県と本人と保護者もしくは法定代理人が従事要件・離脱要件に書面同意している。

(6) 従事要件

- ①卒直後より当該都道府県内で9年間以上従事する※1, 2。
- ②将来のキャリア形成に関する意識の向上に資する都道府県のキャリア形成プログラムに参加すること。

(7) 奨学金貸与

問わない。

- ※1 従事要件の9年間のうち、医師の確保を特に図るべき区域等の医療機関における就業期間を4年間程度とし、当該医師のキャリア形成に配慮すること。
- ※2 医師の確保を特に図るべき区域とは、都道府県が医療計画に定めた医師少数区域及び医師少数スポットを指すものである。

2. 地元出身者枠の定義

(1) 対象

地元出身者（一定期間当該都道府県に住所を有した者）より選抜する。

(2) 選抜方法

問わない。

(3) 協議の場

地域医療対策協議会で協議の上、設定する。

(4) 設定する上で協議する事項

地域医療対策協議会において、枠の設定数、従事要件・キャリア形成プログラムの内容、奨学金の額、地域定着策（面接頻度、セミナー開催等）並びに前述を進めるための都道府県から大学への経済的支援、離脱要件等を協議する。

(5) 同意取得方法

問わない。

(6) 従事要件

問わない。

(7) 奨学金貸与

問わない。

3. 大学独自枠の定義

(1) 対象

問わない。

- (2) 選抜方法
問わない。
- (3) 協議の場
問わない。
- (4) 設定する上で協議する事項
問わない。
- (5) 同意取得方法
問わない。
- (6) 従事要件
問わない。
- (7) 奨学金貸与
問わない。

三重県医師修学資金貸与制度（地域枠コース）の概要

（令和3年度貸与者用）

医療保健部医療介護人材課

（1）対象者

- ・ 三重大学医学部地域枠の医学生（1～6年生）

（2）貸与額

- ・ 入学初年度（大学1年生） 1,517,800円
 - ・ 次年度以降（大学2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円
- （参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

（3）返還免除条件

医学部を卒業後、三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラムに基づき、医師として9年間（うち地域枠A・地域医療枠は1年以上を医師不足地域（※1）、地域枠Bは2年以上を推薦地域）、県内医療機関で勤務することにより貸与額全額の返還を免除します。

	臨床研修 （卒後1・2年目）	県内病院勤務 （卒後3年目～9年目（※3））
場 所	県内の 臨床研修病院 （※2）	三重県地域医療支援センターキャリア形成プログラム（※4）のうち、「三重大学医学部附属病院専門研修コース」を選択し、医師不足地域の医療機関を含む複数の県内医療機関（※5）で勤務

※1 「三重県医師確保計画」（令和2年3月策定）に定める医師少数区域及び医師少数スポットを指します。

（対象地域）

鳥羽市、志摩市、南伊勢町、大紀町、大台町、多気町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、紀宝町、伊賀市、名張市、津市（白山町、美杉町に限る）、松阪市（飯南町、飯高町に限る）、いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

※2 県内にある臨床研修病院で修了すること。

※3 専門研修プログラムに基づき県外で勤務する場合は、2年間以内でかつ正規の研修期間の1/2以内であれば中断を認める。
専攻する診療科の事情等により、やむを得ない場合には、2年超の中断についても個別に審査する。

※4 医師不足や医師の地域偏在の解消と、専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立を図るため、医学部卒業後9年間のキャリア形成を定めたもの。三重県地域医療支援センターが作成。

※5 県内医療機関

① 救急病院等

ア 救急告示病院

三重県内の救急告示病院で救急医療に関連する診療科〔内科系（一般、循環器、消化器、呼吸器、血液、腎臓、アレルギーなど）、外科系（一般、消化器、小児など）、心臓血管、胸部、形成、脳神経外科、整形外科、麻酔科、小児科、産婦人科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科など〕の医師として勤務。

イ 小児救急医療拠点病院及び精神科救急医療施設

② へき地医療機関等

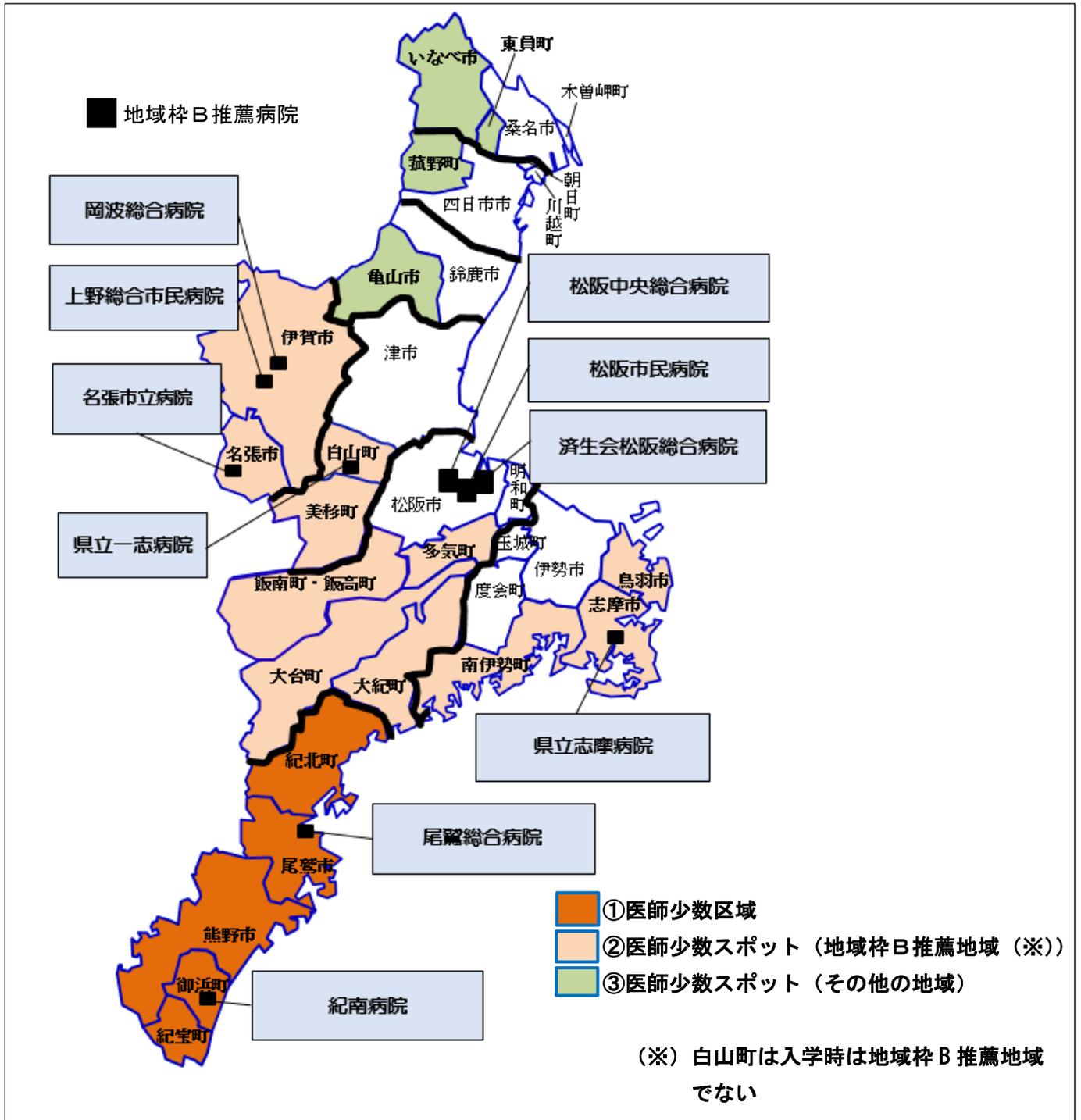
ア へき地医療拠点病院及びへき地診療所

イ 県内の公立の医療機関のうち過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第2項の規定により総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が公示する過疎地域をその区域とする市町又は同法第33条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域に存するもの

③ ①、②に準ずるものとして知事が認めるもの

(4) その他

申し込み頂いた方は三重県地域医療支援センターへ登録させていただき、卒業後のキャリアアップに関する情報提供、助言等の支援をいたします。



○ 医師少数区域等（市町名）

①医師少数区域

- ・ 紀北町 ・ 尾鷲市 ・ 熊野市 ・ 御浜町 ・ 紀宝町

②医師少数スポット（地域枠B推薦地域）

- ・ 津市（白山町（※）、美杉町） ・ 伊賀市 ・ 名張市
- ・ 松阪市（飯南町、飯高町） ・ 多気町 ・ 大台町 ・ 大紀町
- ・ 鳥羽市 ・ 志摩市 ・ 南伊勢町

（※） 入学時は地域枠B推薦地域でない

③医師少数スポット（その他の地域）

- ・ いなべ市、東員町、菰野町、亀山市

令和3年度 第1回三重県地域医療対策協議会医師派遣検討部会の結果概要

- 日 時： 令和3年8月25日（水）18時30分～19時25分
- 開催方法： オンライン開催
- 出席者： 別紙のとおり

1 部会長の選出について

前部会長が退任したことにより、新たに伊藤委員が部会長として選任された。

2 議題

(1) 地域枠における卒後の従事要件・離脱要件の同意について

地域枠における志願時の同意書の取得の方法について、特に意見は無く、原案どおり承認された。

(2) 公衆衛生医師の確保に係る医師修学資金貸与制度の改正について

医師修学資金の返還免除施設に県内の保健所および三重県医療保健部等を追加することについては概ね了承が得られたが、医師少数区域等の従事要件については引き続き検討するため委員から意見を聴いた。いただいた意見は次のとおり。

論点：保健所等で勤務する場合、医師少数区域等の義務をどのように取り扱うべきか。

【考え方①および②】

- ①これまでどおり、医師少数区域等の義務（1～2年）を課す場合、伊賀・尾鷲・熊野の3保健所を医師少数区域等の勤務として扱うか。
- ②保健所勤務を行う医師については、医師少数区域等の義務は免除することとして扱うことについて。

意見：○地域枠Bの取扱いについては、推薦病院の意見が重要ではないか。

○松阪地区出身の地域枠Bは、松阪保健所での勤務をもって医師不足地域での貢献とすることについては調整が必要ではないか。

○公衆衛生と臨床との間で義務の取扱いに不公平感がないよう配慮すべき

○社会医学系専門医研修をふまえたキャリア形成への配慮が必要

○自治医の義務との整合性について検討してはどうか

(3) その他

特になし

以上

三重県地域医療対策協議会 医師派遣検討部会 委員

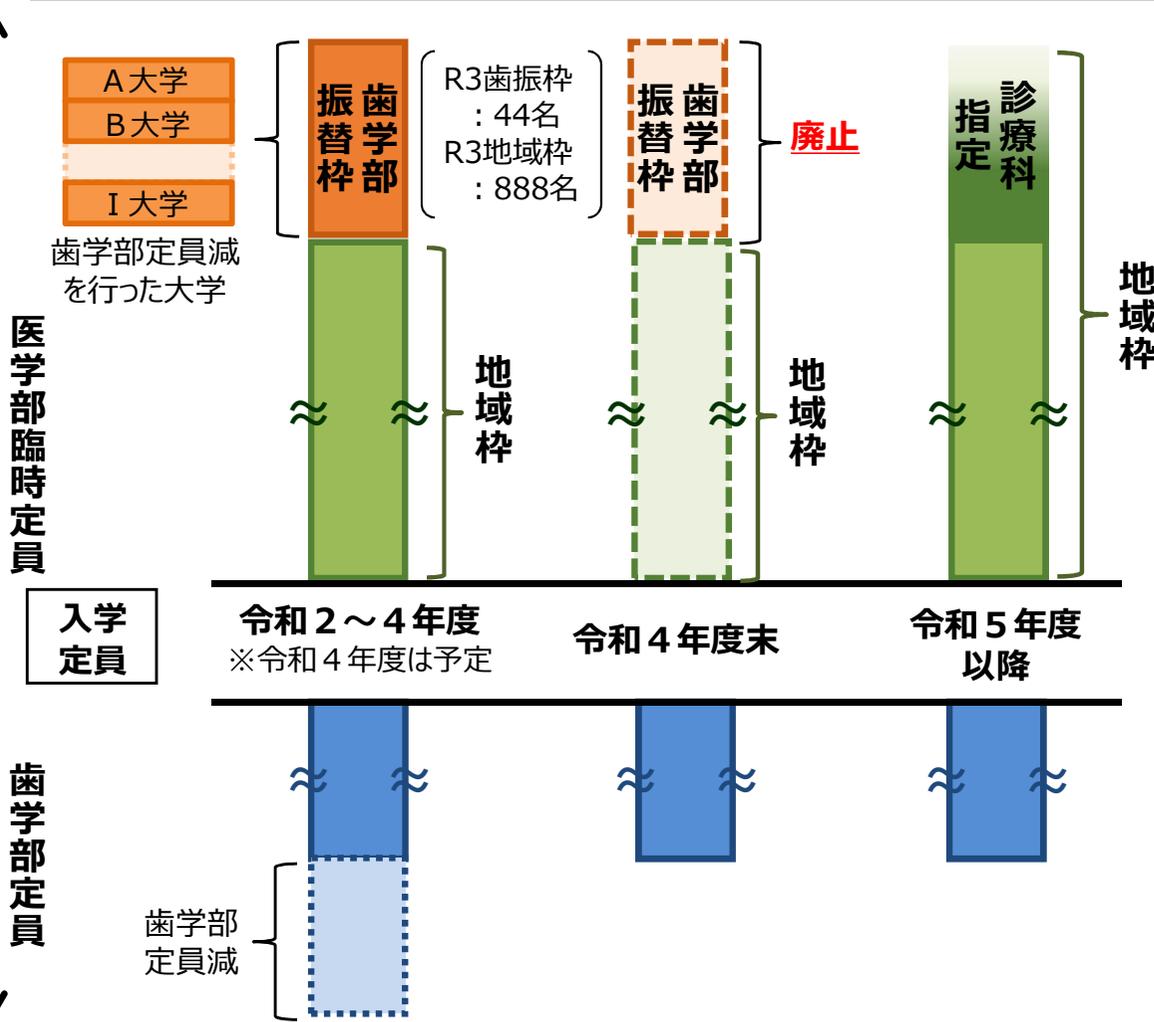
No	役職	委員名	所属・役職名	備考
1	部会員	伊藤 正明	三重大学学長	
2	部会員	伊佐地 秀司	三重大学医学部附属病院 院長	
3	部会員	竹田 寛	桑名市総合医療センター 理事長	欠席
4	部会員	新保 秀人	三重県立総合医療センター 院長	
5	部会員	森 拓也	鈴鹿中央総合病院 院長	
6	部会員	清水 敦哉	済生会松阪総合病院 院長	
7	部会員	楠田 司	伊勢赤十字病院 院長	
8	部会員	近藤 峰生	三重大学医学部附属病院 副院長(教育・地域連携担当) 兼 臨床研修・キャリア支援部長	
9	部会員	山本 憲彦	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部 初期研修センター長	(再掲)
10	部会員	岡本 隆二	三重大学医学部附属病院臨床研修・キャリア支援部専門研修センター長 地域医療支援センター教授	
11	部会員	須藤 啓広	三重大学大学院医学系研究科 研究科長	
12	部会員	堀 浩樹	三重大学医学部附属病院 副院長(医学部連携担当) 三重大学医学部 医学・看護学教育センター長	
13	部会員	島岡 要	三重大学大学院医学系研究科 副研究科長 三重大学医学部医学科 教務委員会委員長	
14	部会員	櫻井 洋至	NPO法人MMC卒後臨床研修センター 事務局長	
15	部会員	中村 康一	三重県医師会 副会長	
16	部会員	齋藤 洋一	三重県医師会 理事	
17	部会員	渥美 和生	三重県市長会 事務局長	欠席
18	部会員	奥村 仁孝	三重県町村会 常務理事	欠席
19	部会員	土肥 薫	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 循環器・腎臓内科学分野 教授	
20	部会員	俵 功	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 血液・腫瘍内科学分野 教授	
21	部会員	富本 秀和	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 神経病態内科学分野 教授	
22	部会員	水野 修吾	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 肝胆膵・移植外科学分野 教授	
23	部会員	問山 裕二	三重大学大学院医学系研究科臨床医学系講座 消化管・小児外科学分野 教授	欠席
24	部会員	山本 憲彦	三重大学医学部附属病院 総合診療部 教授	
25	部会員	廣田 有美	三重大学医学部附属病院循環器内科 地域枠医師	
26	部会員	木村 隼大	三重大学医学部附属病院小児科 地域枠医師	
27	部会員	杉本 匡史	三重県医療保健部 医療政策総括監	
28	オブザーバー	成田 正明	三重大学医学部入試委員長	

医療従事者の需給に関する検討会 第39回 医師需給分科会	資料1
令和3年8月27日	

令和5年度医学部定員と 歯学部振替枠について

令和5年度医学部定員と歯学部振替枠の考え方について（案）

- 令和5年度の医学部定員については、歯学部振替枠を除き令和4年度と同様の方法で設定する。
- 歯学部振替枠に期待された役割は一定程度果たされたことから、**同枠組みは廃止し**、
地域の医師確保・診療科偏在対策に**有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用する**。



【歯学部振替枠の取扱について】

- 廃止する歯学部振替枠の枠数（44名）については、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員への活用を認めることとし、当該枠については以下の運用により措置してはどうか。

※事前に大学と都道府県との間で調整のついた範囲に限る。

- ①新規の地域枠臨時定員は、元々歯学部振替枠を有していた大学に限定せず、各大学から要望可能とする。
- ②当該枠は、将来時点（2036年）における医師不足都道府県等の地域枠とし、総合診療科、救急救命科、内科等、社会的なニーズに対応する枠（診療科指定の地域枠）を設定する。

※ 歯学部振替枠には地域での従事要件なし。

※ 通常地域枠においても診療科を指定することはこれまでも可能。